

# 史跡 平出遺跡

—環境整備報告書—

1986

塩尻市教育委員会

## 序

平出遺跡は昭和22年から27年にかけて大規模な発掘調査が行われ、縄文時代から平安時代にかけての幾多の貴重な資料が発見され、昭和27年3月に国の史跡に指定されました。

しかし、史跡指定から既に30有余年の歳月が経過し、この指定地が市街地に隣接していることもあり宅地化の傾向が見え始めてまいりました。このため塩尻市教育委員会では昭和50年、51年度にかけて文化庁ならびに県教育委員会の指導のもとに平出遺跡保存管理計画を策定いたしました。この保存管理計画に基づき国・県の補助事業として指定地の公有化ならびに環境整備事業を進めてまいりました。

史跡指定地内の公有化は、昭和56年度から58年度の3ヶ年実施し、昭和56・57年度公有化地区の環境整備を昭和57年度から昭和60年の4ヶ年の歳月をかけて実施し、このたび無事に完了するはこびとなりました。完了しましたこの史跡公園が歴史教育の場として、さらに地域の方々の憩いの緑地として活用されることを心から念願するものであります。

終わりに、本事業を進めるにあたり、地元関係者、文化庁、奈良国立文化財研究所、長野県教育委員会、塩尻市都市計画課の関係各位には格別の御指導、御支援をいただきましたことに対し、衷心より感謝の意を表するものであります。

昭和61年3月

塩尻市教育委員会

教育長 小松 優

## 例 言

1. 本書は長野県塩尻市が、昭和57年度から昭和60年度にかけて、国及び県の補助金の交付を受けて実施した史跡平出遺跡環境整備事業の報告書である。
2. 環境整備事業は昭和57年より着手し、昭和61年3月に完了した。
3. 基本計画の策定にあたっては、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター安原啓示保存工学室長、藤島亥治郎東京大学名誉教授の指導、助言を受けた。
4. 環境整備工事の年度毎の計画策定及び工事施工にあたっては、文化庁記念物課牛川喜幸主任文化財調査官、加藤允彦調査官、高瀬要一前技官（現奈良国立文化財研究所）、長野県教育委員会の指導・助言を受けた。
5. 本書は、文化庁、長野県教育委員会の教示をうけ、事務局がまとめた。
6. 平出遺跡の保存・環境整備にあたっては、上記のほか、以下の機関及び個人より、御教示、御協力を賜った。記して感謝の意を表したい。

富山県朝日町教育委員会、同人門町教育委員会、石川県野々市町教育委員会、  
兵庫県尼崎市立出能資料館、静岡県浜松市立博物館、静岡市立登呂博物館、  
長野県上田市国分寺資料館、茅野市立尖石考古館  
中野元弘、塩原良美、市川琢磨、上野廣市、樋口界一、桐原健（敬称略）

# 目 次

## 序

### 例 言

### 目 次

第1章 平出遺跡の位置と環境	1
第2章 史跡の指定と公有化	2
第1節 発掘調査と史跡指定	2
第2節 管理計画の策定	7
第3節 公有化	8
第3章 史跡整備の概要	9
第1節 整備の基本計画	9
第2節 整備工事の概要 (1)年次別整備状況	13
(2)財源	13
第3節 整備工事 (1)築落地の復元	15
(2)敷地造成工事	16
(3)便益施設工事	16
(4)管理施設工事	16
(5)修景工事	16
第4節 今後の課題	31

## 第1章 平出遺跡の位置と環境

平出遺跡は長野県の中央、松本市の南端塩尻市の西南部平出にあり、地形的には遺跡西方を流れる奈良井川扇状地上に立地する。北方は栲栳ヶ原と呼ばれる平坦地が開け、その背後は木曾山地の北縁部をなす尾根つづきの山地が広範な遺跡全域を包む如くめぐり、特に遺跡のすぐ背後には山裾に平出の泉をもった比叡ノ山がある。この北方に開けた平坦な遺跡一帯は、微地形的には、東北東に緩やかに傾斜し、その南縁部には平出の泉から湧出した豊富な水に潤われた長田とよばれる水田地帯が広がっている。

周辺に目を転ずれば、比叡ノ山に北前面には縄文時代以来の遺跡が点々と存在し、大規模な遺跡の存在が確認されている床尾へと連なっている。また、東2kmには銅鐻を出土した柴宮、その近くには瓦塔出土の大門遺跡があり、西方、4kmには毛抜形太刀、瑞花双鷲八稜鏡、鉄鏃が発見され、古くから著名な野辺沢遺跡がある。



第1図 平出遺跡位置図 (1:50,000)

## 第2章 史跡の指定と公有化

### 第1節 発掘調査と史跡指定

#### 遺跡の発見

平出遺跡が人々の間で知られるようになった最初は、今から約150年前の天保14年、庸園利忠著の「善光寺道名所図會」巻一に桔梗ヶ原で石鏃が多数出土すると記されていたことに始まるが、その後100年間はほとんど忘れられた存在であった。しかし、昭和10年前後、当時宗賀小学校に在職していた丸山通人氏はこの遺跡に注目し、何回かの調査を行っている。「平出の発掘は昭和7年、8年と前後4回行われ、土師式住居址3戸、縄文式住居址1戸の出現に成功し、完形土器、復元可能土器併せて30数個、石器類約50点を得た。」と塩尻市史談会報4「平出遺跡覚書」の中で述べている。

**緑釉水瓶と予備調査** 昭和22年11月、原嘉壽氏を中心とする東筑摩郡史学同好会主催による小発掘が国学院大学教授大場磐雄博士指導のもとに実施された。この調査では遺構の発見はなかったが、平出遺跡が縄文時代中期から土師器・須恵器を利用した時代にまで及ぶ複合遺跡であることが確認された。そしてこの調査での最も大きな成果は、川上茂登氏所有の畑地から発見された緑釉水瓶を詳しく調査することができたことであり、これ以後の平出遺跡調査の大きな原動力となったことである。この昭和22年の調査に続き、昭和24年4月に桔梗ヶ原高校（現塩尻高校）による古墳時代の住居址（42号）が発掘され、さらに11月には大場博士の指導により第1～4号の古墳時代住居址が発掘された。特に第3号住居址は、その特異性に対して建築学上から藤島玄治郎博士の深い関心をよび、後の復原家屋設計の端緒となった。

**本調査** 本調査は昭和25年4月から昭和28年3月にかけて5回にわたって行われた。宗賀村（現塩尻市）主催による本格的発掘調査団を結成して開始された第1次調査（昭和25年4月）では、A・B2本のトレンチから縄文1、古墳一平安8の住居址と多数の遺物が検出された。同時に藤島博士による復原住居の研究、大場博士による中央学界への発表も行なわれた。昭和25年10月～11月にかけて実施された第2次調査は、第1次より更に調査範囲を拡大し、総計13軒の住居址と配石址1とが発見された。中でも一辺11mの大形の11号住居址は当時全国最大の住居として話題となった。また、総合調査として調査会組織の拡大・強化がはかられた。昭和26年4月の第3次調査は、中央地区で縄文5、古墳一平安3、西部地区古墳一平安2の計10軒の住居址を調査し、総合調査として考古班以外の歴史学、社会学、民俗学、古生物学、地学などの各班別調査が本格化する。この調査期間中古墳時代の第3号住居址が藤島博士設計により復原された。第1期の最後の発掘調査となった第4次調査は昭和26年10月～11月に、遺跡の範囲把握と中心地域確定を主眼に東西800m、南北300mという広範囲にわたる調査を繰り広げた。その結果、縄文7、古墳一平安21の住居址と彌建柱建物址3が検出され、さらに今まで未発見であった弥生時代の遺物が出土した。以上で、発掘調査は終了したが、昭和27年4月から翌28年3月にかけて第5次調査として、第1～4次調査の諸記録、出土遺物の整理を行うとともに、第4次以後耕作中に発見された遺構、

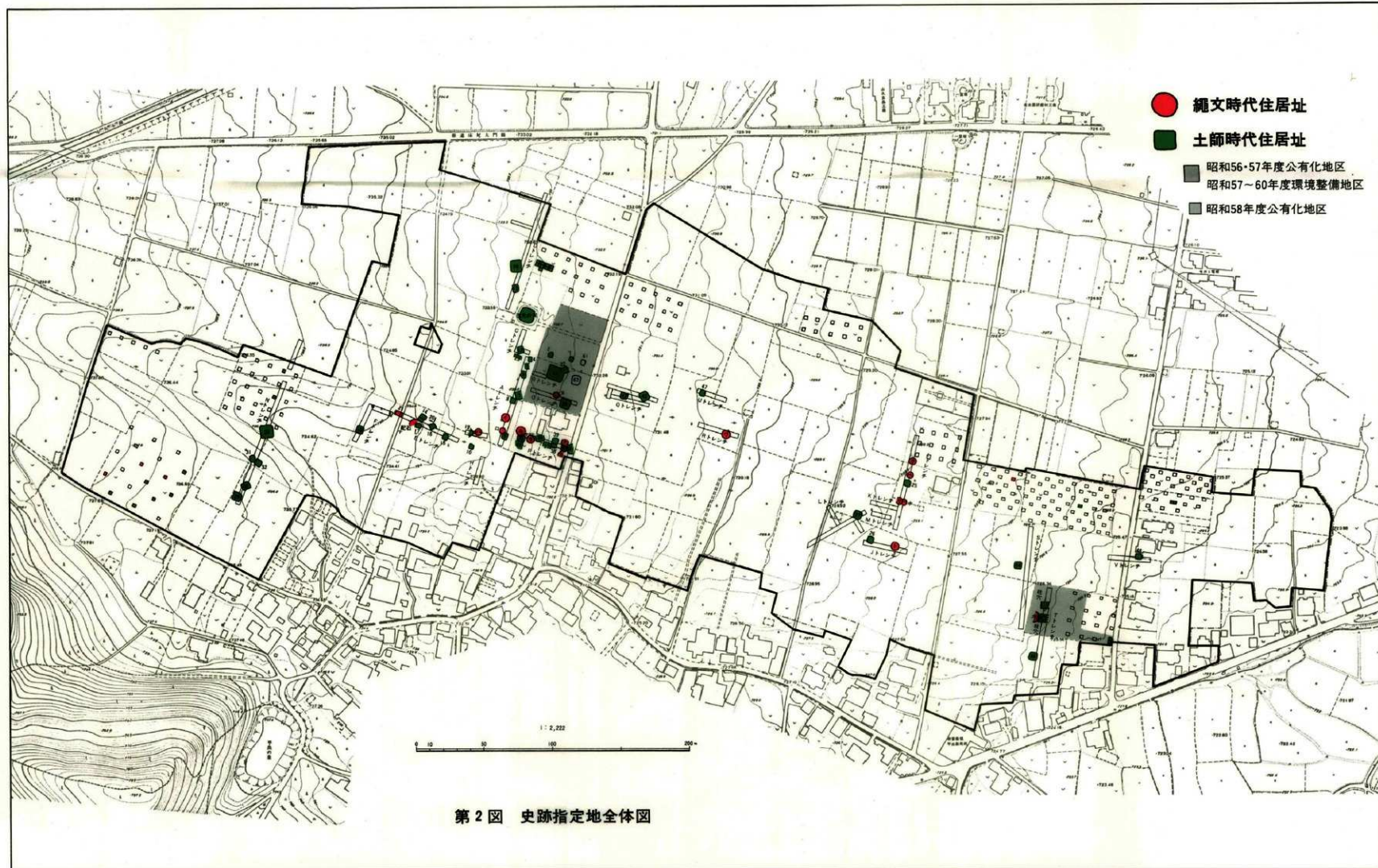
遺物の再調査がなされた。特に注意すべきは、遺物のある畑地よりやや低い現在の平出の集落地域から縄文期を中心とした遺物が発見されたことにより当時の集落が平出の泉から流出する渋川からさらに山麓にまで及ぶものであることが明確になり、遺跡地がより広範囲にわたることが確認されたことである。また、考古調査以外では歴史班による遺跡周辺および木曾路と神取峠、社会民俗班の村落構造、信仰、遺制等、建築班の平出を中心とする民家調査等総合調査としての各方面からの研究が実施された。

**調査結果の概要** 発見された住居は、総計66軒で、その内訳は縄文期17、古墳から平安時代49である。縄文期では、新道期(7号・へ号)、藤内(レ号・ホ号)、井戸尻期(ヨ号・タ号・ト号)、曾利期(ル・ラ・リ・ヲ・コ・ニ・イ・チ・ヌ・カ号)の各期に属する住居で、古墳～平安では、和泉期2、鬼高・真間期19、国分期16であった。このほかに縄文中期の配石址(後に敷石住居と判明)1、平安時代の柱穴址(掘立柱建物址)3がある。これらは東西1000m、南北300～400mの広範囲にわたって展開している。遺物はこれらの遺構を中心として多量に出土した。縄文時代に属するものとしては、中期を主体とする土器類、土偶、耳栓の土製品、石鏃、石皿、凹石、打・磨製石斧、石棒、石冠等の石器がある。弥生時代では中期前半期の土器片と麗平片刃石斧、打製石斧、石庵丁、磨製石鏃が得られている。つづく古墳～平安時代では、土師器、須恵器、施釉陶器の土器類が多量に出上し、これらは七つの様式群に整理されている。土器のほかには、鋤・鎌・刀子・鎌・ノミなどの鉄製農具、手持勾玉・小玉の装身具、イネ、オオムギ、アワ、ソラマメ、ウマ、ウシ、ニワトリの遺存体などがある。

**史跡の指定** 以上のように縄文時代から平安時代まで長期にわたる複合遺跡であり、とりわけ古墳～平安時代に属する多量の遺構・遺物は、この地域の当時の生活復原をある程度可能とするもので、この発掘が実施されるまでは県内はもちろん全国的にみても該集落址の大規模な調査は例がなかったため、その後該期研究の基礎的資料となった。これらが理由となって、昭和26年9月、県史跡の仮指定を受け、翌昭和27年3月29日、文化財保護委員会から合計104筆、154,858.23㎡が国の史跡として指定された。







第2図 史跡指定地全体図



## 第2節 管理計画の策定

昭和27年国史跡指定後、昭和34年には管理団体である宗賀村が他の1町4か村とともに塩尻市として発足し、その管理は塩尻市に移された。その後、塩尻市の発展とともに、この指定地が市街地に隣接していることもあり、一部に宅地化の傾向がみえ始めた。そこで塩尻市教育委員会で、国・県の補助を受け、昭和50年度・51年度の2か年にわたり、指定地周辺の実測図作成と保存管理計画書を策定した。この保存管理計画書には、遺跡の現況と保存、活用に対する指針が述べられている。

遺跡の現況は、畑地が98.2%と大半を占め、他に宅地(1.4%)、墓地(0.4%)がわずかある。所有者は98.8%が私有地で、そのうちの65%が専業農家の所有地となっている。畑地は、指定当時は桑・普通畑であったが、現在は桑が全く姿を消し、代わってブドウを主体とする果樹園が大幅に増え、営農形態が変化している。この地域は市街化調整区域、農業振興地区にも指定しているため急速に宅地化することはないが、塩尻市が県下1・2の人口急増地帯でもあるので近い将来において宅地化の波が押し寄せることが予想される。

こうした現況に基き、保存管理計画が作られている。まず、現状変更に対しては、A地区(永久保存地区)115,866.25m<sup>2</sup>、74.8%とB地区(現状変更許容地区)39,091.98m<sup>2</sup>、25.2%の線引きがなされた。永久保存地区はその性質上、将来公有化され、保存・活用がはかられるべき地域であり、現状変更許容地区は埋蔵遺構は疎であるので事前の発掘調査を実施し、その結果によって現状変更が許可される地域である。

永久保存地区の公有化は、過去の発掘によって判明している重要地点を中心にしてまず実施されるべきで、その保存と活用については、この遺跡の特質、またこの地方の古代史と関係をふまえて、できるだけ原初の姿が理解できるような計画がなされるべきである。そのためには指定地内のみならず、地区外であっても必要なものは積極的な活用がなされるべきである。具体的には、指定地区内では、復原家屋、平面表示の整備、説明板、標識柱の設置、散策路の設定、地区外では、信仰の対象としての比叡ノ山、鷹遺石、平出ノ泉、生産地帯としての長田の水田、墓地地帯としての平出古墳群、そして出土品の展示場としての平出遺跡考古博物館を有機的に結びつける方策を考える必要がある。

こうした施策とは別に、遺跡の中心および性格等が過去の数%の調査では正確な判断が下せないため、未調査地区の年次計画的な遺構確認調査の必要性が提言された。このため、昭和54年度から昭和56年度にかけて、遺跡の東限・北限・西限を確認するための発掘調査が実施された。この調査によって遺跡の範囲はほぼ確定されたが、遺跡の中心域の確認調査は今後に残されている。

### 第3節 公 有 化

本史跡指定地の公有化に際しては、保存管理計画書に述べられている重要地点を対象とした。計画書では、「第1の中心地として、復原家屋のある地帯を考えた。その理由は最も多くの住居がトレンチ上に接続、または重複して発見され、内容的にみて土師時代の代表的竪穴である第3号住居址、最大規模をもつ第11号住居址などがあり、なおこの地が縄文、弥生、土師の複合地で早くから開発された地帯であることによる。第2は、東方の高床建造物のある地帯で、南に接した水田地帯に近い。古代和名抄にある筑摩郡宗賀郷平出の里の穀倉とも考えられる。」と重要地点が指摘されている。これに基づき、昭和56年度から58年度にわたり公有化を行った。

地 番	地 区	面 積	取得年月日
塩尻市大字宗賀平出 363,363-2,372-5	浜	1,245 m <sup>2</sup>	昭和56年12月12日
" 362,362-2,372-7	"	1,637 m <sup>2</sup>	昭和58年2月4日
" 444-2	"	1,523 m <sup>2</sup>	昭和59年3月1日
計		4,405 m <sup>2</sup>	

取 得 高	財 源 内 訳	
54,606,700	国庫補助金	43,684,000円
	基費補助金	5,459,000
	市 費	5,463,700
	計	54,606,700

## 第3章 史跡整備の概要

### 第1節 整備の基本計画

**基本方針** 平出遺跡の環境整備計画を策定するにあたり、「環境整備区域が市民の学習及び憩いの場として広く活用される」ことを基本方針とし、昭和50年・51年度に策定された保存管理計画書に盛り込まれた「保存と活用」に則し、環境整備の基本計画を次のようにした。

- A 遺跡を保護し、後世に伝える一方、現在の市民生活空間の一つとしても活用をはかる。
- B 市民や見学者の憩いの場、学習の場として利用される親しみある場とする。
- C 古墳時代の集落を中心とし、当時の生活環境も復元し、整備する。
- D 駐車場は指定地外の隣接地に確保する

**全体計画** 当計画地は史跡指定地のほぼ中央に位置し、面積2882m<sup>2</sup>のほぼ長方形の敷地で、東側に市道、南側は民家に接し、北・西側は果樹園、畑地となっている。

この敷地内からは、発掘調査の結果、縄文時代1、古墳時代5、平安時代1の住居址の存在が確認されている。今回の整備では、平出遺跡を最も特徴づけている古墳時代のものに限定し、中でも保存状態の良い三か所の住居址を選び、その1つを住居復元し(第62号住居址)、他の2つの第11号、61号住居址を表面表示とする。これらの住居群を巡るように幅員3m程度の園路を設けるが、遺構が検出されなかった地区(北西側)には見学者や市民の憩いの場、休憩の場、学習の場等、自由かつ多目的に利用できるように体験広場を設ける。

全体的には復元住居を中心とする園路、広場、芝生地の開放的な空間とし、利用者が違和感なく駆け込むことができ、親しみをもって学習したり休憩しながら、当時の環境や生活に思い巡らすことができる空間とする。

#### 細部計画

**敷地造成計画** 敷地は遺構面を保護するために全体に20cmの盛土をする。また民家と接する南側については、修景と日照しを兼ねて1m程度の築山を築くが他は表面排水を考慮する程度の平坦地とする。

**園路・広場計画** 園路は歩行者のみを主とした幅員3m程度を基本とし、舗装は自然風でなじみよく、また透水性も考慮して有明砂の舗装とする。体験広場については自由に体験学習ができるように現状をかえないように整地する。

**住居址・住居復元計画** 昭和57年度の発掘調査によって新たに検出された第62号住居址の上面に遺構保存のため盛土を行ない、復元する。残る第11号、61号住居址については、掘木で縁を表示し、中をカラーアスファルト(ベンガラ)の舗装による表面表示とする。

**休憩施設** 遺構の検出されなかった場所(北側入口)に休憩所を設置する。スペースの制約上便所と一体的なものにするが、違和感のないよう便所と雁行させて便所の入口を奥にしたり、接する二面を壁面で仕切るなど工夫する。

ベンチは自然風と耐久性を考慮して擬木製とし、園路・広場に適宜配置する。

**便益施設** 便所は前記したように休憩所と一体なものとし、男（大1、小3）、女（大2）の規模とする。

水飲みは擬木とし、休憩所前に設置する。

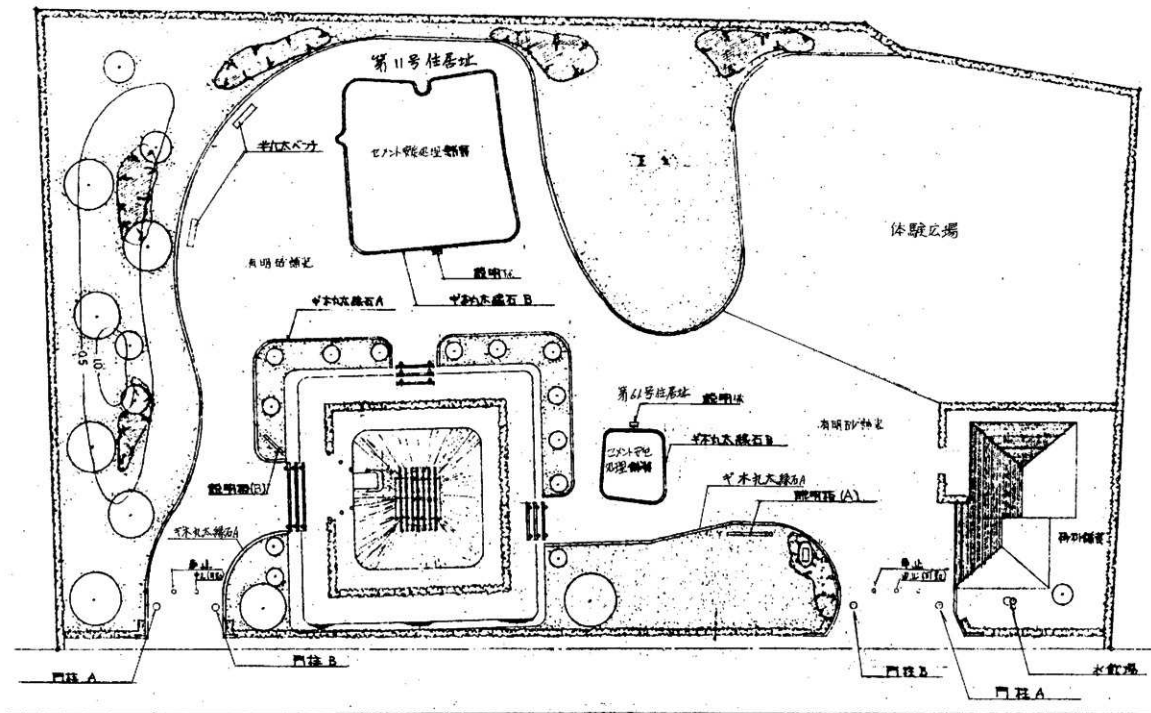
**管理施設** 平出遺跡全体を説明する案内板と、復原家屋を説明する説明板を擬木丸太の枠に入れる。説明には図や絵を多用したカラー表示とし、誰にでも分かり易いものとする。また住居の表面表示の説明については御影石に名称のみ彫り込んだものとする。

外柵はイチイの生垣とし、2ヶ所の入口には車止めと名称を入れた門柱を設置する。

**排水計画** 敷地周囲には排水を集水して処理する施設がないため、敷地内で処理せざるを得ない。敷地内は芝生と有明砂のためほとんど雨水は浸透すると思われるが、大雨の場合の表面排水の処理を考慮し、市道側の縁と体験広場には暗渠排水を設置し、浸透料により地中に浸透させる。また、トイレ、水飲みの排水もその浸透料により処理する。

**植栽計画** 外周は高さ1.2m程度のイチイの生垣で囲い、中は舗装以外全て野芝張とし、自由に立ち込めることができるようにする。民家と接する両側は目隠しを兼ねて比較的厚い植栽をするが、他はポイントのみ高木を配し開放的な空間とする。

草種についてはなるべく在来種を使用する。



第3图 甯子遺址整体区





## 第2節 整備工事の概要

### (1)年次別整備状況

**昭和57年度** 昭和56年度、57年度公有化地区2882㎡は、昭和25年～26年にかけて部分的な発掘調査が実施されたのみで、全面にわたる遺構調査は行われていなかったため、まず発掘調査を実施することとした。調査の結果、縄文時代中期1、古墳時代5、平安時代1の住居址が岡平地区から検出され、北半は何ら遺構が発見されなかった。この結果にもつぎ次年度以降古墳時代の集落を中心とした整備を行うこととなった。この発掘と併行して、公有地と民有地との境界にイチイの生垣を設けた。

**昭和58年度** 昭和57年度の発掘調査によって検出されて古墳時代の住居址中最も保存状態のよい第62号住居址を復原する。この復原住居内に蛍光灯2灯の照明を行なう。また、昭和27年に建てられた石碑を北側入口脇に移転した。

**昭和59年度** 遺構保護のため敷地内に盛土し、南側の民家部分には家かくしのため約1mの築山を築く。また遺構が検出されなかった北側に休憩所、便所を建設し、その周りにイチイの生垣を巡らした。雨水対策のため市道側線、体験広場に暗渠排水を設け、浸透樹に誘水した。

**昭和60年度** 園路を厚さ10cmの有明砂舗装し、第11号、61号住居址の表面表示を行なった。表面表示には御影石による説明標を設置し、第62号復原住居には住居址発掘調査状況写真を入れた説明版を、また北側入口には平出遺跡全体図と解説を入れた説明版を配置した。便益施設としては休憩所脇に水飲み場を、休憩所から離れた第11号表面表示を中心とする場所にベンチを設置した。園路以外には張芝し、その中には中・低木を植樹した。

### 環境整備事業経費

(単位 円)

区 分 項 目	合 計 計 画	年 度 区 分				
		昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	
決 算 額	27,261,740	5,001,240	7,000,500	8,000,000	7,260,000	
経 費 内 訳	工 事 費	22,245,000	1,722,000	6,138,000	7,405,000	6,980,000
	発掘調査費	3,000,000	3,000,000	—	—	—
	設計管理委託料	1,385,000	—	790,000	595,000	—
	事務費	351,740	279,240	72,500	—	—
	印刷製本費	280,000	—	—	—	280,000
財 源 内 訳	国庫補助金	13,630,000	2,500,000	3,500,000	4,000,000	3,630,000
	県費補助金	4,089,000	750,000	1,050,000	1,200,000	1,089,000
	市 費	9,542,740	1,751,240	2,450,500	2,800,000	2,541,000
	計	27,261,740	5,001,240	7,000,500	8,000,000	7,260,000

年度別進捗状況	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
築造工事概況	昭陽宮境内の遺構様態把握調査と 民有地との境界に生垣設置	第62号作野山の復原と昭和29年に設置 された石段の修繕および復原工事内の 測量工事を実施	昭陽宮境内の森上、休憩所、薬所の復原、 散歩水、ベンチ、門柱、墓止めの設置、 第11号・61号住居並の表裏表示、植栽	
	補助事業 の着手及 び完成年 月日	昭陽宮境内10月28日 昭陽宮境内11月20日 昭陽宮境内3月25日	昭陽宮境内4月10日 昭陽宮境内5月16日 昭陽宮境内9月30日	昭和60年4月6日 昭和60年8月20日 昭和61年3月25日
事業費	小工事費 免振基金費	4,722,000円 3,000,000円	7,465,000円	6,980,000円
	設計管理費 事務費 計	790,000円 279,240円 5,091,240円	595,000円 — 8,000,000円	280,000円 7,260,000円 3,430,000円
財源内訳	国庫補助金 前年度補助金 市費 計	2,500,000円 750,000円 1,751,240円 5,091,240円	4,000,000円 1,000,000円 2,800,000円 8,000,000円	1,089,000円 2,541,000円 7,260,000円
	税捐調査 調査準備 検出遺物 外期除算工 外費工 イ・イイ種別	822m <sup>2</sup> 34.16m <sup>2</sup> 1 1 1 1 155本	第62号住居並復原工。 床面積 34.16m <sup>2</sup> 、建築面積59.25m <sup>2</sup> 石段修繕、北7.720m 雨所修繕工、墓所灯2灯を復原住所内 に設置	修繕築造工 511m <sup>2</sup> 休憩所・便所建設、木造平屋建 45.54m <sup>2</sup> 1棟 管理施設工 墓止め、墓 門柱、門柱 免振基金 ベンチ等 4基 水飲み 1基 運搬の費用表示工 第11号、62号住居並 焼造工
工事内容				東野広場工 有明砂、土厚10cm、765m <sup>2</sup> 遊木本土落石 77.3m 管理施設工 墓止め、墓 門柱、門柱 免振基金 ベンチ等 4基 水飲み 1基 運搬の費用表示工 第11号、62号住居並 焼造工 リョウア5、ヤマモミシ2、サツキ 100、リュウキョウツツジ 100、ドウ ダンツツジ 13、野芝 580m <sup>2</sup>

### 第3節 整備工事

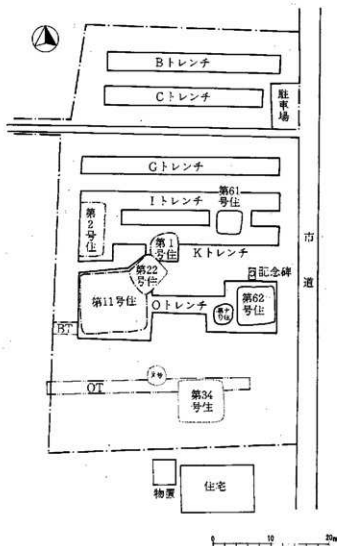
#### (1) 集落址の復元

**遺構配置** 発掘調査によって検出された古墳時代の住居址は第2・11・22・61・62号の5軒で、第2号址は西側半分が地区外であり、第22号址は第11号址と重複している。このため遺存状態の良い第11・61・62号を復原あるいは表面表示することとした。

**第62号復原住居** 検出された遺構は、東西6.9m、南北6.46mの隅丸方形の平面形をもち、カマドが西壁中央に設けられていた。柱穴は4本で、カマド右手と東壁ぎわに貯蔵穴が掘り込まれていた(第4図)。復原のための基本

設計は、昭和26年に建設された第3号住居址の設計者でもある東京大学名誉教授藤島玄治郎博士に依頼した。上屋は、棟木高4.75m、主柱高2.4mで、主柱・桁・梁は栗材を、サスおよび屋根は栗または桧材を使用した。桁・梁はチョーナ取りとし、各部材の切断面はナタ類で切断し、ともに皮むき材を使用した。各部材の結束にはクズ、フジツルを用いた。墨根は厚さ30cmのカヤ葺とした。内部は杉皮2枚重ねの壁を取りつけ、入口は「はね上げ戸」とし、のぞき窓を付けた。生居復原にあたっては、遺構保護、雨水流入防止のため55cm盛土し、主柱、サスを支える基礎はコンクリートにより施行した。また、見学者用に内部構造がよく分かるように、桁上面に蛍光灯の照明設備を設置した。

**第11号住居址真面真示** 本地は11×9.9mという平出遺跡で最大の住居である。住居の輪郭をクヌギ風の擬木で示し、内部はセメント安定処理舗装し、4本主柱穴の位置を示した。



第4図 遺構配置図

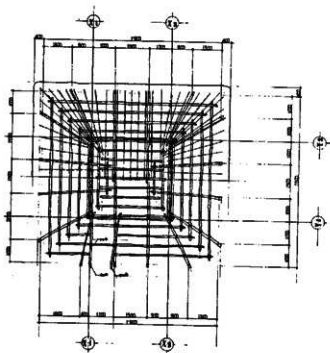
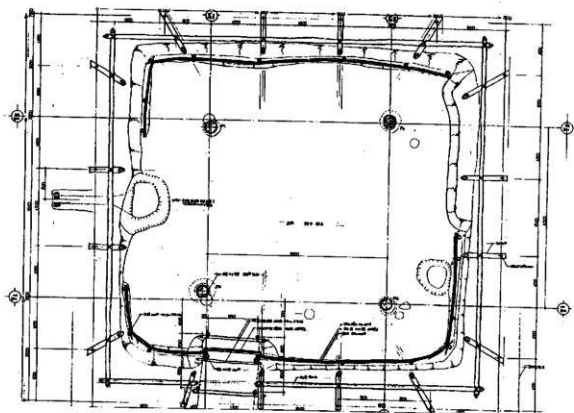
**第61号住居表面表示** 3.7×4.4mの隅丸方形で、古墳時代の一般的な住居である。第11号址同様に、輪敷に榎木丸太縁石を用い、内部をセメント安定処理した。第11号、61号ともに排水を考慮し、中央部を高くし傾斜をつけた。

(2) **敷地造成工事** 敷地造成にあたっては、遺跡地の保存を第一に考慮し、20cmの盛土を行った。平均10cmは水はけの良い機混りの土とし、張芝、植樹部分はさらに植栽に適した土10cmを盛上し、園路部分は吸水性が良く、また締まりがよい有明砂10cmを盛土した。南側の民家に接する部分は最高所100cmの築山とし、築山上に中木を植樹し、家がくしとなるように整形した。第62号復原家屋に接する張芝部分には園路との境に榎木縁石で縁取りし、その境界を明確にした。

(3) **便益施設工事** 便益施設には休憩所・便所・ベンチ・水飲み・説明板・門柱の設置がなされた。休憩所と便所は敷地スペースの関係から1棟に統合し、遺構が検出されなかった北隅に建設した。床面積45.54㎡、建築面積49.68㎡の平屋建で、屋根は、茶色のアスファルトシングル葺とし、周囲に調和するように配慮した。便所は年間見学者の状況を考慮に入れ、男子用(小3、大)、女子用(大2)の規模とし、入口はイチイの生垣で日かくしを行った。ベンチは、休憩所から離れた第11号住居表面表示脇に2基設置した。180×40cmの半丸太の榎木目仕上品を使用した。水飲みは、北側入口で休憩所前に1基設けた。説明板は、遺跡全体のもの、第62号復原住居のもの、第11号、61号表面表示のものを設置した。遺跡全体のものは、史跡指定地、遺構分布状況、周辺案内を盛り込んだ図と解説文を記載し、第62号復原住居のものは発掘調査時の写真と解説文を記した。ともに皮むき丸太風仕上げの榾木を使用した。表面表示のものは、白御影に名称・時代を盛り込んだ簡単なものとした。説明板は、平易な文章と図とによって見学者が史跡全体がよく理解できるように配慮した。門柱は北側・南側両入口に取り付けた。「史跡平出遺跡」を彫り込んだ皮むき丸太榾木を使用した。

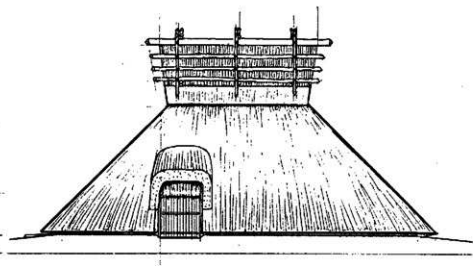
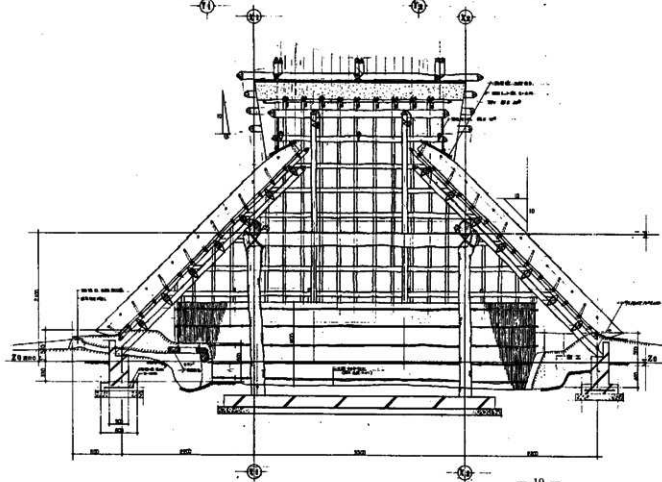
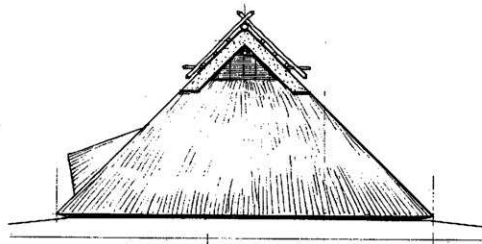
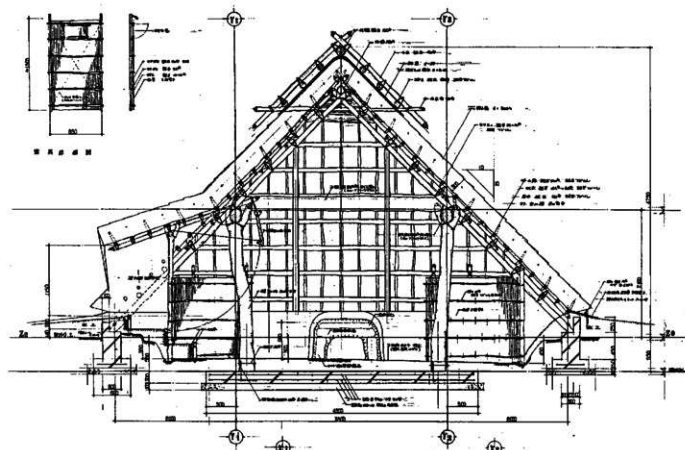
(4) **管理施設工事** 民有地および市道との境界にイチイの生垣を設け、外界との隔絶をはかった。イチイは、南側の民家部分は樹高180、板張り90cmと大きなものを、他は樹高120cm、枝張り60cmのものとした。支柱および外柵の支柱は丸太を打ち込み、横も丸太の半割りを使用し、ボルト締めとした。排水は、東北方向に自然傾斜しているため雨水が集まる市道気線および体験広場から休憩所前に暗渠排水を設け、東北端の浸透槽にて処理した。車止めは、榎木皮むき丸太風仕上げ品を使用し、中央のものは可動式とし、他は固定式とした。

(5) **修景工事** 周囲が果樹園、畑地であるため農作物への影響、地下遺構の保護を考慮し、樹種は低木とし、南側の築山上には家がくしのため中木とした。園路・体験広場以外は全て張芝とし、開放的な空間とした。植栽樹は、イチイ231、リュウブ5、ヤマモミジ2、サツキ100、リュウキエウツジ100、ドウダツツジ13である。

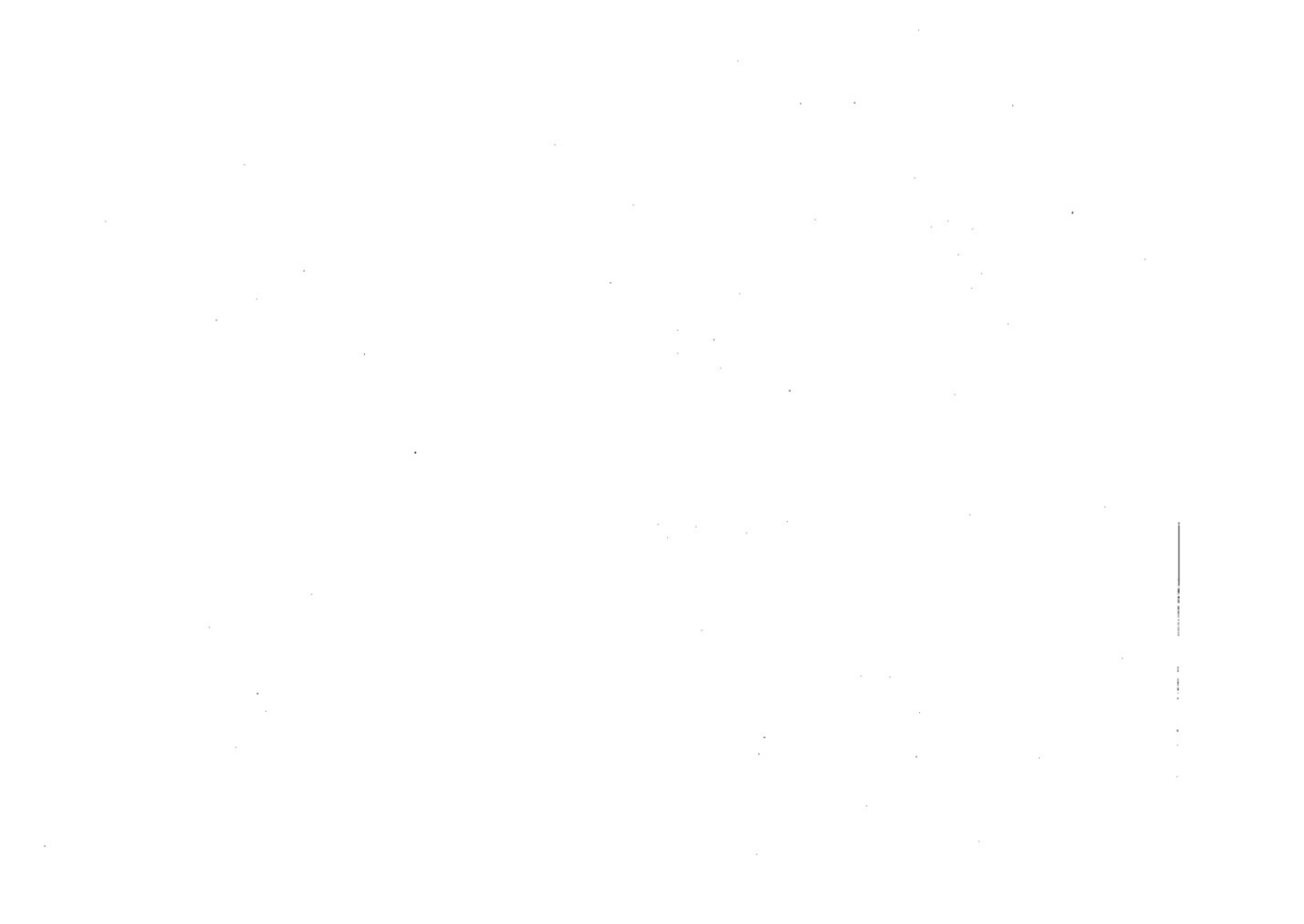


第5图 第62号住居址平面区、小屋伏園

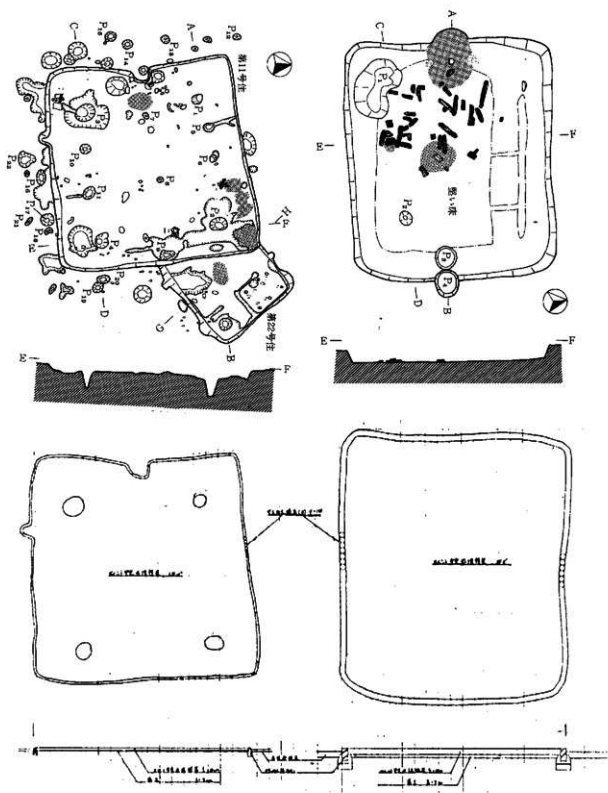




第6图 第62号住居址復原图

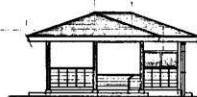
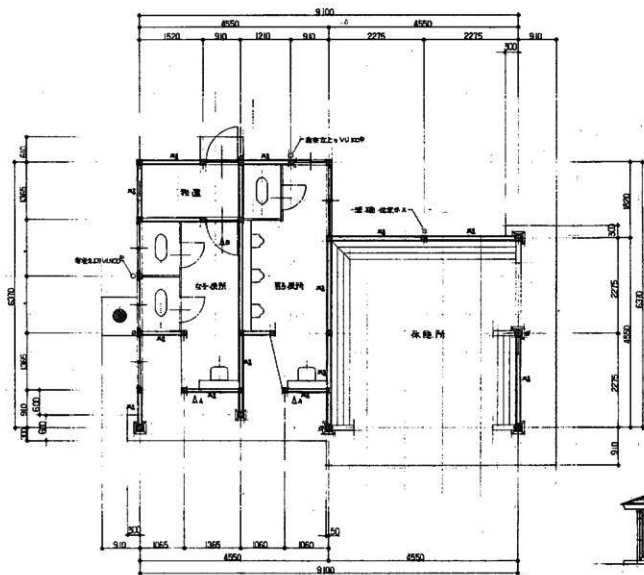






第7图 第11、61号住居址表面表示

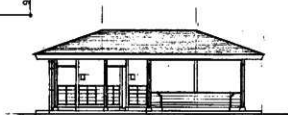




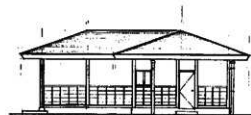
東立面圖



西立面圖

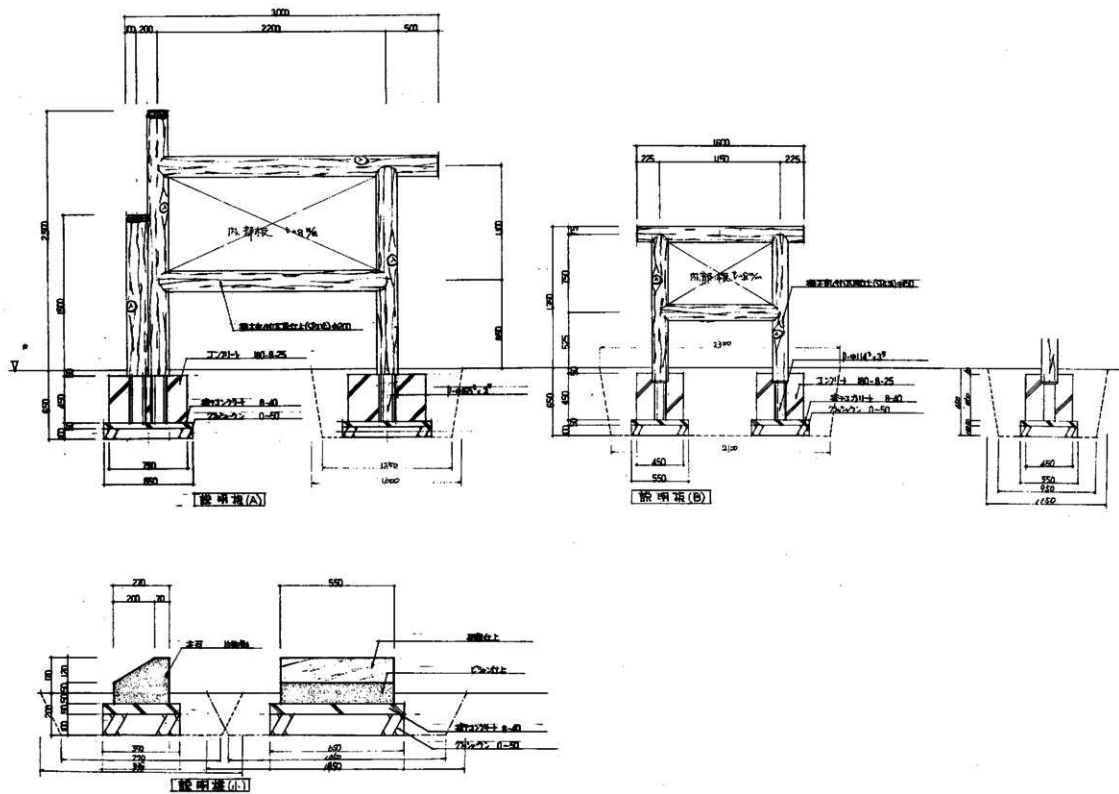


南立面圖



北立面圖

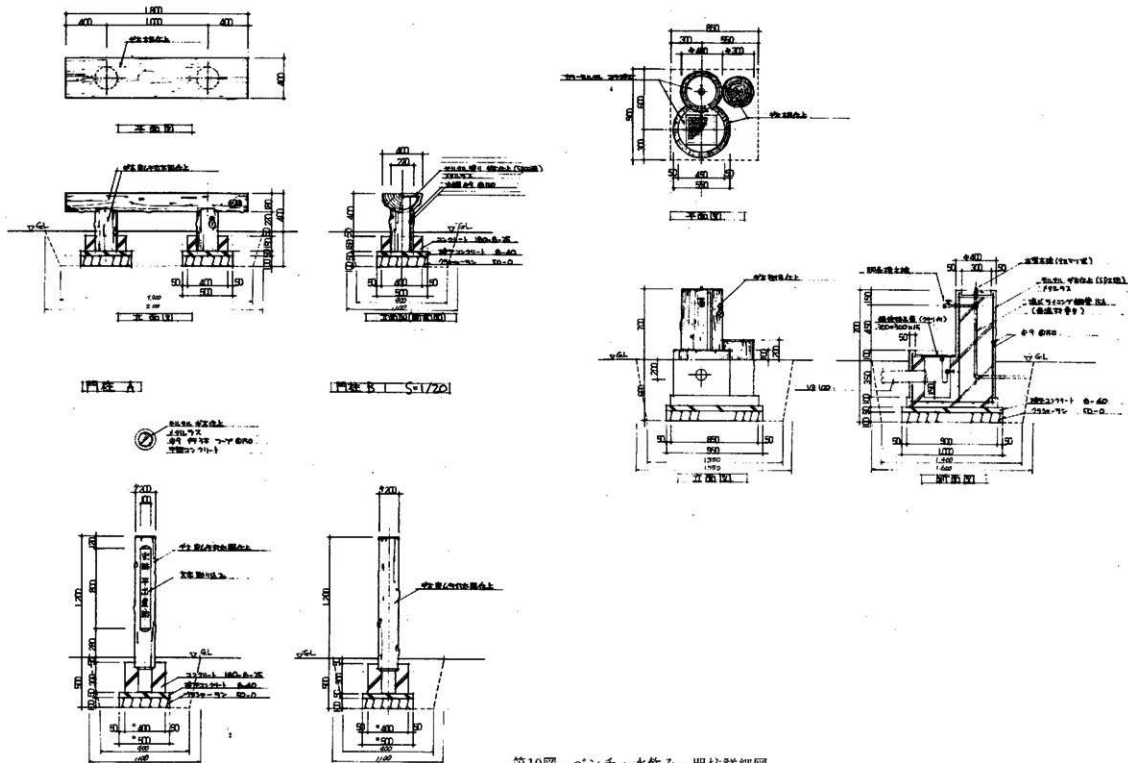
第8圖 休憩所·便所



第 9 区 說明板詳細圖

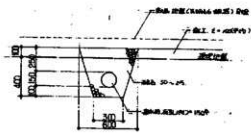
門柱V24

水飲み機

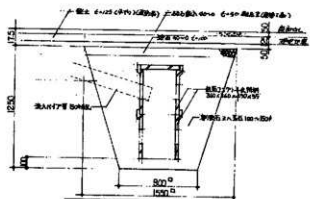


第10図 ベンチ・水飲み・門柱詳細図



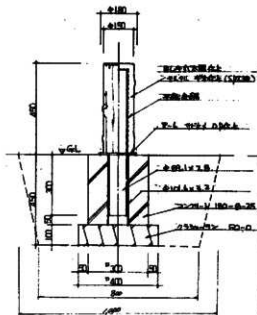


暗渠排水・標準断面図

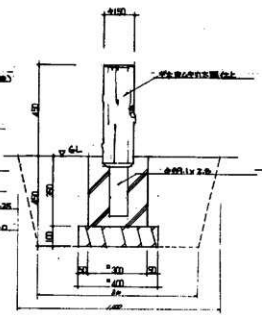


地下埋設管断面図

標準式(可動式)



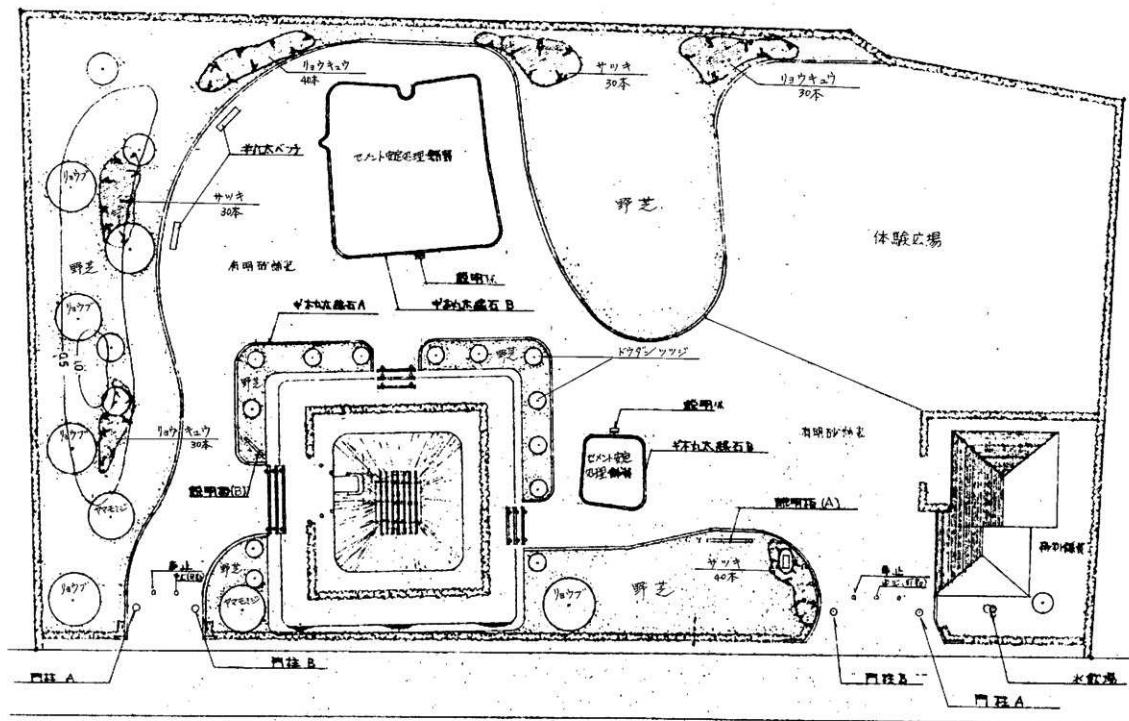
標準式(固定式)



第11図 暗渠排水・車止め詳細図







第12図 植栽詳細図



## 第4節 今後の課題

古墳時代における代表的な集落址である平出遺跡の環境整備を実施し、完成をみたが今後に残された課題も多い。

まず、今回の環境整備地域は史跡指定地15haのうち2882m<sup>2</sup>、2%にすぎず、昭和58年度公有化地域も含め残された他の重要地区の保存・整備も必要となろう。また、管理計画書で提言されているように指定地区外の比叡ノ山・平出の泉・古墳群・長田の水田地帯など遺跡を取り巻く自然的・歴史的環境との有機的結合をはかることも重要となろう。

環境整備地区では、まず今後の維持管理が大きな課題である。第1にこの地区が民家に隣接しているため、カヤ葺の復原住居の防火対策は充分配慮されねばならない。また、隣接地が果樹園、畑のため常時生垣の剪定、除草が必要であり、芝の刈り込み、樹木の管理、休憩所、便所の清掃、管理なども万全を期さねばならない。地区内には体験広場も設置されているので、博物館、公民館、学校などによる体験学習などの積極的な利用が望まれる。また、遺跡を単に見学するにとどまらず、南方500mにある平出博物館、歴史民俗資料館と連携をとり、遺跡の意義や歴史学習に寄与できるように配慮されなければならない。



環境整備全景



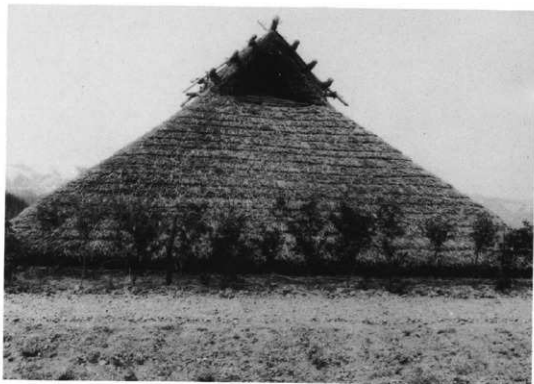
環境整備全景（南側入口より）



第 62 号復原住居基礎工事



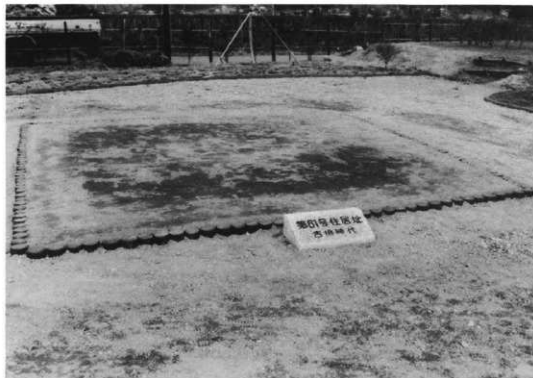
第 62 号復原住居（正面）



第 62 号复原住居 (侧面)



第 11 号住居址表面表示



第 61 号住居址表面表示



休憩所・便所



説明板A (史跡平出遺跡)



説明板B (第62号復原住居)





説明板C (第11号住居址)



門柱、車止め



ベ ン チ



水 飲 み 場



土盛り工事（遊歩道・有明砂舗装）



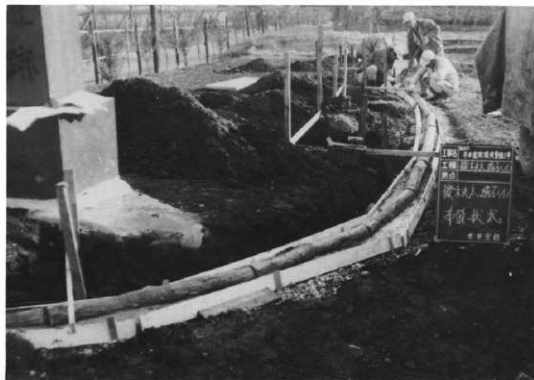
土盛り工事（築山部分）



暗渠排水工事



浸透枳設置工事



偽木縁石工事



生 垣



植 栽



植 栽

---

史跡 平 出 遺 跡  
— 環 境 整 備 報 告 書 —

昭和61年3月22日 印刷  
昭和61年3月25日 発行

発行所 長野県塩尻市教育委員会  
印刷所 関高砂印刷所

---

